

特別な事情で医療費の支払いが困難な方に、減額・免除などの制度が設けられました。

阿蘇市国民健康保険では、被保険者(国民健康保険の加入者)が、特別な事情により、医療機関の窓口で支払う一部負担金(医療費)の支払いが困難であると認められた場合に受けることができる「一部負担金の減額、免除及び徴収猶予」制度を制定しましたのでお知らせします。

なお、特別な事情とは、下記の事項に該当したことで、世帯の収入が一定の基準以下となった場合に限りです。

注)この制度を利用するには、医療機関で受診する前に、国民健康保険係へ申請し、利用を認められる必要があります。利用については必ず事前にご相談ください。

【特別な事情とされる事項】

- ① 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、死亡し、身体障害者となり、又は資産に重大な損害を受けたとき。
- ② 干ばつ、冷害、凍霜害等による農産物の不作、その他これらに類する理由により収入が著しく減少したとき。
- ③ 事業又は業務の休廃止、失業等により収入が著しく減少したとき。

【問い合わせ先】

健康福祉課 国民健康保険係
☎22-3167

あん摩・マッサージ指圧・はり・きゅう施設利用者証について

【制度内容】

阿蘇市指定のあん摩・はり・きゅう施設において、1回の施術につき自己負担分の1,000円を助成(指定施設所についてはお問い合わせください。)

【申請に必要なもの】

- 保険証
- 印かん

【問い合わせ先】

- ・国民健康保険について
☎22-3167
- ・長寿医療制度(後期高齢者医療制度)について
☎22-3145

(注意)

- ① 保険証の提示が無い場合には交付できません。代理で申請される場合も必ずご用意ください。
- ② 施設利用者証は、ご本人以外はご利用になれません。
- ③ 保険税等の未納がある場合は、交付枚数を制限させていただきます。



阿蘇市国民健康保険に加入されている方(※年齢15歳以上)

【交付枚数】

一人につき年2回(20枚)の交付
※1回につき10枚交付

【申請場所】

健康福祉課・各支所保健担当窓口

長寿医療制度(後期高齢者医療制度)に加入されている方

【交付枚数】

一人につき年2回(10枚)の交付
※1回につき5枚交付

【申請場所】

高齢者支援課・各支所保健担当窓口